

# たたかえば道は開かれる！

## 第13回今西税金裁判に80人の傍聴参加！ 次回10月27日(金)判決がおこなわれます！

### 今西税金裁判「公正な裁判を 求める要請署名」にご協力下さい！

今西さんの税金裁判とは..01年7月、2人の東山税務署員が、きちんと記帳と納税を続けてきた山科区在住の今西和政さん(58才 土木建築業)宅に事前通知をせず、突然訪れ、具体的な調査理由も開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3千万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて04年2月京都地方裁判所に提訴しています。05年4月には平成10年から3年分の実額主張のための証拠書類、厚い冊子三十五冊及び一枚数枚三万枚余りの帳簿、領収書・請求書等」を提出しています。

### 次回第14回裁判は 10月27日(金)午後4時30分~ 京都地裁101号法廷です。

消費税の2重取りを許さず  
税制・税務行政をたどり京都山科の会  
事務局：京都府山科民主商工会  
〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17  
TEL 5 9 2 - 5 8 5 8 / FAX 5 0 2 - 3 2 4 6  
2 0 0 6 年 7 月 2 1 日 発行



7月4日、第13回裁判の報告会で「たたかえば道は開かれる」と訴える原告の今西さん。参加者からも、激励の声相次ぎました。

報告集会では、原告の今西さんは、「私たちは国民は納税の義務があるが、国は税金を国民のために使うべき。今回の国保料や市民税などの税金でも明らかのように、今の税制は食えば払えずだ。これまでの他の仲間の税金裁判のたたかいで、道をつけてもらったところを、歩いてきた。これからも正論を述べていく。たたかえば道は開けるといふ決意です。」と熱く訴えました。

今西税金裁判署名は843筆  
提出し、合計22537筆となつ  
ています。



みなさん、日本はOECD諸国の中で納税者の権利憲章がない唯一の国です。当たり前の納税者の権利が認められるよう求める、今西税金裁判にぜひご協力をお願いいたします。  
(京都地裁前で訴える今西さん)写真

### 6月29日、京都地裁前にて34人の参加で宣伝行動行いました！

裁判所職員のみなさん、おはようございます。私たちは「消費税の2重取りを許さず、税制・税務行政をたどり京都山科の会」です。今、京都地裁で税務署の処分の取り消しを求める裁判が闘われています。原告は山科区で土木建設業を営む今西和政さんです。この7月4日には、第13回裁判が101号大法廷で行われます。

今西さんはきちんと日々帳簿付けを行い、毎年消費税申告も誠実にやってきました。町内会や取引先の信頼も厚い中小業者です。ところが東山税務署は、今西さんに対して事前の連絡もせず、調査理由もしめさず、一方的な調査を行い、最後には「帳簿の保存がない」と消費税の仕入れを認めないで売上に5%をかける処分を行いました。その結果、今西さんは3000万円もの税金負担を押し付けられました。

みなさん、帳簿がないわけではありません。現に、地裁には帳簿や請求書等のコピーが3万枚もの証拠書類として提出されています。それではなぜ税務署は「帳簿がない」と主張するのでしょうか。税務署の言い分は「税務署員の言いなりにならないから帳簿がない」というとんでもないものです。

日本弁護士会連合会も消費税の仕入れ税額控除を認めない処分について「消費税の付加価値税たる本質に反し、課税売上がある事業者には当然仕入がある」という前提事実を無視する不当なもの、立法として著しく不当」と意見書を公表しています。